

# 建築物用地下水の採取に係る特例

## ～建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例～

(帯水層蓄熱型冷暖房事業 令和元年内閣府・環境省令第1号改正 令和元年8月27日施行)

### 特例措置前

○地下水の採取は地盤沈下の原因となることから、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域※において環境省令で定めた技術的基準に適合していると認める場合でなければ、都道府県知事は許可してはならない。

※政令で、東京都・大阪府・埼玉県・千葉県の一部の地域が指定されている。

(規制の根拠)

建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条

### ニーズ

○地下水の熱を利用した新たな空調システムは地球温暖化対策に寄与すると期待されている。

### 特例措置

#### 一定の要件を満たす場合における建築物用地下水の採取に係る技術的基準の緩和

○実証試験を実施した結果、地下水位、地盤高等に著しい変化が認められないこと等の事業実施の要件を満たすと都道府県知事または指定都市の長が認めるものについて、当該事業の地下水の採取に係るストレナーの位置を実証試験で被圧地下水を揚水及び還水した帯水層の範囲内とし、揚水機の吐出口の断面積を当該試験において用いた揚水設備の吐出口の断面積以下とする。

#### <要件>

- (1) 帯水層蓄熱型冷暖房事業を実施する場所は、連続する敷地で一体的に開発を行う区域とし、かつ、連続した地層構成及び同一の土質を有すること。
- (2) 帯水層蓄熱型冷暖房事業を実施する場所における土質に係る測定結果(揚水を行う帯水層に接する粘性土層の載荷に対する圧密量の測定結果を含む。)により、当該粘性土層が過圧密の状態にあり、かつ、揚水時の圧密圧力が圧密降伏応力に対して十分に小さいと認められること。
- (3) 帯水層蓄熱型冷暖房事業を実施する場所において、季節に応じた地下水や地盤への影響を把握するために十分な期間、同事業と同程度の規模で被圧地下水を採取し、その全量を同一の帯水層へ還元する実証試験を実施した結果、当該場所及びその周辺において、地下水位、地盤高、地下水の水質及び間隙水圧に著しい変化が認められないこと。
- (4) 実証試験から得られる情報及び当該設備の運用時に想定される熱負荷に基づいて実施される地下水の温度変化に係るシミュレーション(実測値が再現できるものに限る)により得られる情報から、地下水の温度に著しい変化が認められないと想定されること。
- (5) 揚水設備の維持管理及び緊急時の対応に関する計画の策定、揚水設備の試運転の実施、帯水層蓄熱型冷暖房事業の実施期間中におけるモニタリングの実施及び当該モニタリングから得られる情報の都道府県知事への報告、緊急時の都道府県知事への報告その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置を講じること。

### 効果

○省エネルギー及びCO<sub>2</sub>排出の削減、ヒートアイランド現象の緩和。